

## 会費免除に関する規程

昭和63年6月15日	制定
平成8年6月31日	一部改定
平成16年7月3日	一部改定
平成18年4月29日	一部改定
平成23年1月22日	一部改定
平成24年5月13日	一部改定
平成25年4月6日	一部改定
平成25年5月19日	制定
平成29年11月5日	一部改定

### (目的)

第1条 この規程は、会費免除の取扱いについて必要事項を定める。

### (免除)

第2条 名誉会員は当法人の会費を免除する。

- 2 正会員で6ヶ月以上の病氣療養及び産休育児休業等で1年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、会費免除の取扱いを受けることができる。
- 3 正会員で災害による被災の場合、会費免除の取扱いを受けることができる。
- 4 公益社団法人日本診療放射線技師会25年または30年勤続表彰者で、当法人に25年以上継続して在籍し、当法人に70,000円納付することによって会費を終身免除することができる。(表彰状写しが必要)
- 5 公益社団法人日本診療放射線技師会50年勤続表彰受賞者で、当法人に35年以上継続して在籍したものは、次年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。ただし、この場合は、申請を必要としない。

### (免除の申請)

第3条 前条第2号、第3号の規程に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書に、事情の把握できる証明書を添え、申請するものとする。

- 2 前条第4号の規程に基づき、会費の免除を受けようとする者は、会費免除申請書(表彰状写し添付)により申請するものとし、理事会にて決定された次年度から適用する。

### (免除の期間)

第4条 第2条第2号第3号の免除期間は理事会で決定するものとする。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

### 附則

1. この規程は、昭和63年6月15日に制定する。

2. この規程は、平成 8 年 6 月 15 日に改定する。
3. この規程は、平成 16 年 7 月 3 日に改定する。
4. この規程は、平成 18 年 4 月 29 日に改定する。
5. この規程は、平成 24 年 5 月 13 日に改定する。
6. この規程は、平成 25 年 4 月 6 日に一部改定する。
7. この規程は、平成 25 年 5 月 19 日に制定する。
8. この規程は、平成 29 年 11 月 5 日に改定する。